

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業は継続的に企業価値を高めていくことを期待され、株主をはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)に責任を果たし、信頼されなければならないと認識しております。これらを踏まえコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題として位置付け、公正かつ透明な経営を最優先と考え、迅速かつ適切な意思決定と経営の意思を確実に伝達させるための経営管理体制の整備を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【原則1-2 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は議決権の電子行使を可能とするための環境作り及び招集通知の英訳は実施しておりません。今後、機関投資家や海外投資家の皆様との対話や海外投資家の比率の推移を勘案し、検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価を行っておりません。当事業年度中に実施する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は取引先との関係を維持・強化し、中長期的な観点で当社の企業価値向上に資すると判断する場合に上場会社株式を政策的に保有します。

当社は取締役会において年一回、保有のねらい・合理性を説明し確認しております。

当社は株式を保有している企業及び当社の企業価値向上に資するか否かの観点から議案の賛否を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は会社と取締役及び関連当事者との取引(利益相反取引を含む)を行う場合には、取締役会規程に基づき当該取引の必要性、取引内容、取引条件等を確認し決議しております。また、取引実績を取締役会へ報告しております。なお、取締役より年一回取締役の近親者及び会社と近親者との取引の有無を書面により確認しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念、行動規範、中期経営計画は、当社ウェブサイト(<http://www.takeuchi-mfg.co.jp/>)に掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本指針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役は除く。)の報酬は、基本報酬と業績連動型株式報酬で構成されております。基本報酬は株主総会で決議された限度額の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が各取締役の報酬額を決定しております。業績連動型株式報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で連結営業利益率の達成度及び役位に応じて算定されます。監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみであり、株主総会で決議された限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選任は、人格、見識、能力、経験、倫理観等を総合的に判断し当社の取締役として相応しい人物を代表取締役社長が候補者の原案を作成し、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役候補者は、人格や見識に優れた人物であるとともに、会社経営経験者または法務、財務、会計、技術等の分野での高い専門性と豊富な経験を有する人物を代表取締役社長が候補者の原案を作成し、監査等委員会での同意を得て取締役会で決定しております。

(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知に記載しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は「取締役会規程」を定め、法令で定められている事項及び経営の重要事項の全てを取締役会で審議し決定しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役3名を選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める基準を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れのない者としております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社は取締役(監査等委員である取締役は除く。)の員数は10名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内と定めております。取締役会の構成が研究開発、製造、営業、調達、管理部門の経験、見識を持つ人物のバランスを考慮し、取締役(監査等委員である取締役は除く。)候補者を選任しております。監査等委員である取締役は人格や見識に優れた人物であるとともに、会社経営経験者または法務、財務、会計、技術等の分野での高い専門性と豊富な経験を有する人物を候補者として選任しております。候補者選任の手続きは、本報告書の原則3-1(4)に記載しております。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼務する場合における兼任状況】

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、当社グループ以外の他の会社の役員等の兼任はありません。監査等委員である取締役3名の内1名は兼職がありますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力は確保されていると判断しております。取締役の兼任状況は、有価証券報告書及び株主総会招集通知に記載しております。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役(監査等委員である取締役を含む。)が上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングを実施します。新任取締役にはコーポレートガバナンス、取締役の職務及び義務等について外部機関等の研修を行います。社外取締役が新たに就任する場合は、当社グループの事業内容を説明します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1)株主との対話の窓口を経営管理部に定め、経営管理部管掌取締役が統括しております。
- (2)経営管理部は株主との対話が円滑に行われるため、経理部門、営業部門及び総務部門等と連携をしております。
- (3)機関投資家及びアナリストを対象とした決算説明会を年2回開催するほか、適宜スマートミーティングを開催しております。また、訪問取材、電話取材及び機関投資家への訪問も受付ております。
- (4)株主との対話で把握した意見は経営管理部管掌取締役へ報告しております。
- (5)内部情報管理規程を定め未公表の重要事実を管理しております。また、決算発表予定日前の一ヶ月を沈黙期間とし、業績に関連する問い合わせへの対応は制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
竹内 敏也	3,894,869	7.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,196,200	6.52
ステート ストリート バンク アンド トраст カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	3,099,500	6.32
竹内 明雄	2,702,100	5.51
ノーザン トраст カンパニー(エーブイエフシー)15 ピーシーティー トレーシー アカウント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,330,400	4.75
東京中小企業投資育成株式会社	1,803,000	3.67
株式会社テイク	1,800,000	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,702,400	3.47
竹内 好敏	1,500,000	3.06
株式会社ハナリ銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,440,000	2.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

「大株主の状況」は、平成28年2月29日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

・株式会社ハナリ銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)のほか、竹内 民子が1,440,000株(割合2.93%)を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記すべき事項は、ありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
草間 稔	他の会社の出身者				△								
植木 芳茂	その他												
小林 明彦	弁護士	▲											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
草間 稔	○	○	略歴 昭和55年4月 株式会社八十二銀行 入行 平成15年10月 同行茅野駅前支店長 平成20年3月 同行監査役室長 平成24年5月 当社常勤監査役 平成28年5月 取締役 常勤監査等委員（現任）	永年勤務した銀行で培われた経験と知識を有しているため社外取締役に選任しました。左記に記載の通り、同氏は過去に当社の主要な取引銀行である株式会社八十二銀行の業務執行者でしたが、現在は同行を退職し同行の影響を受ける立場にありません。また、同行からの借入金の当社連結総資産に占める割合は軽微であり、当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではございません。 以上のことから同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じ

			5月に株式会社八十二銀行を退職しております。現時点においては当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性に特段の問題はありません。	るおそれがないことから独立役員に指定しました。
植木 芳茂	○	○	<p>略歴</p> <p>昭和37年6月 長野県工業試験場勤務 (長野県職員)</p> <p>平成12年4月 同 場長</p> <p>平成13年4月 同 場長(兼)長野県長野創業支援センター勤務 センター長</p> <p>平成14年4月 財団法人さかきテクノセンター勤務 センター長</p> <p>平成17年5月 当社監査役</p> <p>平成22年4月 財団法人さかきテクノセンター(現 公益財団法人さかきテクノセンター)テクノコーディネーター</p> <p>平成25年4月 同センター アドバイザー</p> <p>平成28年5月 当社取締役 監査等委員(現任)</p>	<p>永年勤務した長野県工業試験場で培われた経験と知識を有しているため社外取締役に選任しました。</p> <p>また同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しました。</p>
小林 明彦	○	○	<p>略歴</p> <p>昭和61年4月 弁護士会登録 片岡義広法律事務所入所</p> <p>平成2年6月 片岡総合法律事務所パートナー(現任)</p> <p>平成19年4月 中央大学法科大学院特任教授</p> <p>平成27年5月 当社取締役就任</p> <p>平成28年4月 中央大学法科大学院教授(現任)</p> <p>平成28年5月 当社取締役 監査等委員(現任)</p> <p>独立役員として指定している社外取締役の小林明彦氏は、平成26年5月まで当社の執行役員として、平成27年3月まで参与として従事しておりました業務執行者の近親者であります。社外取締役への選任時点では、当該業務執行者は当社を退職しております。現時点においては当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性に特段の問題はありません。</p>	<p>法律専門家としての豊富な経験と深い見識を有しており、当社の経営に対して社外の視点による客観的な立場での助言・意見をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しました。</p> <p>左記に記載の通り、同氏は過去に当社の業務執行者であった者の近親者であります。社外取締役への選任議案決定時点では、当該業務執行者は当社を退職しており独立性基準に抵触しておりません。また、当社はこれまで同氏に株主総会への立ち会いによる報酬の支払いがありました。多額の報酬の支払いには該当いたしません。以上のことから同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しました。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置しておりませんが、監査等委員会がこれを求める場合には、その職務を補助すべき使用人を監査補助者として置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人と定期的に会合を開催する等、緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行います。また監査等委員は、内部監査部門から監査結果の報告を受け、内容を聴取するなど、緊密な連携を随時図ります。

平成28年2月期は、「監査計画、監査実施報告等の会合」を13回、「実地棚卸の立会い」を1回、「内部監査の立会い」を15回実施しております。(平成28年2月期は、監査役としての実績を記載しております。)

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

- 当社では、役員報酬制度の見直しの一環として、平成28年5月27日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度を導入しました。なお、引き続き在任する取締役については、同日までの在任期間に応じて退職慰労金を打切り支給いたします。(支給時期は取締役退任時。)この見直しに伴い取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されます。監査等委員である取締役については、「基本報酬」のみで構成されます。
- 「株式報酬」としましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、信託銀行が運営管理する役員報酬BIP信託と称される仕組みを導入しております。当社が株主総会で承認を受けた範囲内で、当社が拠出する金額を原資として信託が当社株式を株式市場から取得し、当該株式及び当該株式の換価処分金相当の金額を受益者要件を充足する取締役に対して交付等を行います。この場合、当社が拠出する金額の上限額は信託期間である3事業年度につき1億円といたします。なお、当社が拠出する金額の上限額1億円は、従来の役員退職慰労金引当額等を考慮し、信託報酬及び信託費用を加算して算出いたします。取締役に交付される当社株式数は、連結営業利益率の目標達成度(株式数は33%~150%の範囲で決定)及び役位に応じ、別途制定される「株式交付規程」に基づいて算定されるポイントによって定められます。1ポイントは1株とし、取締役に付与される1年当りのポイントの総数の上限は2万7千ポイントといたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、有価証券報告書に取締役、監査役の報酬等の総額を記載しております。
平成28年2月期の役員区分ごとの報酬等の総額は以下の通りです。

	報酬等の総額	基本報酬	退職慰労金
取締役(8名)	180,995千円	170,051千円	10,944千円
(うち社外取締役1名)	(3,600千円)	(3,375千円)	(225千円)
監査役(3名)	15,142千円	13,911千円	1,231千円
(うち社外監査役3名)	(15,142千円)	(13,911千円)	(1,231千円)

- 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 退職慰労金は、当事業年度に係る役員退職慰労金引当金繰入額であります。
- 報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため個別に報酬等の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

本報告書「【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1 情報開示の充実】(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務部が取締役会開催等の業務連絡や日程調整等を行なっており、取締役に対して取締役会資料の事前配付及び事前説明を行なう場合は、社外取締役にも同様に行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・取締役会は、取締役(監査等委員会である取締役を除く。)5名と監査等委員である社外取締役3名で構成されており、業務執行の最高意思決定機関として位置付けております。また、取締役会は毎月開催し、経営方針、法令で定められている事項、その他の重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ・取締役会は、業務執行を担う業務執行取締役及び執行役員を任命し、必要に応じて執行役員を取締役会へ出席させて経営の意思決定を確実に伝達し、業務執行を迅速に行なっております。
- ・監査等委員会は社外取締役3名で構成されており、うち1名が常勤監査等委員であります。監査等委員会は原則として毎月1回開催することとしております。また監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席する等、取締役の職務執行や内部統制システムの運用状況等の監査を行っております。
- ・経営計画に基づいた各業務執行部門の事業計画を策定しております。また、定期的に各業務部門から事業計画の推進状況を報告させております。
- ・業務部門から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、専任2名が当社及び子会社の業務部門の業務運営状況やリスク管理状況を監査し、必要な改善を指示しております。また、会計監査人と内部監査の状況及び会計監査の状況について情報交換を行い連携を図っております。
- ・監査等委員会監査は、3名の社外取締役が年間監査計画に基づき監査を実施します。また、監査等委員会監査を実施するにあたり、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、内部監査部門から報告・聴取するなど連携を図っております。
- ・会計監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査契約に基づき監査を受けております。平成28年2月期の監査業務を執行した公認会計士は、青柳淳一氏及び小松聰氏であり、ともに継続監査年数が7年以内であります。また、業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。
- ・当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年5月27日付で監査等委員会設置会社へ移行しました。

監査等委員である取締役3名(3名すべてが社外取締役)に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るためであります。また、社外取締役3名の体制とすることで、客観的・中立的な経営監視機能が確保されると判断するため、現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の法定期限前発送を実施しております。また、東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおいて早期掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報・決算情報以外の適時開示資料・決算説明会資料・有価証券報告書・株主総会招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムについての基本的な考え方】

当社は、経営の意思や事業目的等が確実に伝達され、業務執行が効率的に行われるための組織管理体制の整備並びに取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制の整備を行います。

【内部統制システムの整備状況】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「企業理念」「行動規範」を定め、取締役及び使用人に周知徹底しております。
- (2)コンプライアンス担当役員を選定して、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を定めるとともに、使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報制度」を整備しております。
- (3)コンプライアンスに関連する重要な事態が発生した場合には、取締役がコンプライアンス担当役員を通じて取締役会、監査等委員(又は監査等委員会)に報告する体制を整備しております。
- (4)コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、各部門にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ「コンプライアンス・マニュアル」の実施状況を管理、監督し、取締役及び使用人に対して適切な研修体制を整備しております。
- (5)業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンスの状況を監査しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存、管理しております。
- (2)取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理のための体制を整備しております。

- a法務に関するリスク
- b財務報告に関するリスク
- c商品の品質に関するリスク
- d情報システムに関するリスク
- e災害、事故等に関するリスク
- fその他事業活動に関するリスク

- (2)「リスク管理規程」を定め、個々のリスク毎にリスク管理担当役員を選定し、リスク管理担当役員は個別規程の制定などリスク管理体制を整備しております。
- (3)リスク管理に関する重要な事態が発生した場合には、リスク管理担当役員が取締役会、監査等委員(又は監査等委員会)に報告する体制を整備しております。
- (4)リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、法令または取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う体制を整備しております。
- (5)大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とし必要な人員で組織する対策本部を設置する等、危機対応のための規程、組織を整備しております。
- (6)内部監査部門は、リスク管理の状況も監査しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、月1回の取締役会及び適宜臨時に取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定を行っております。取締役会の決定に基づく業務執行については、各業務執行担当者が「業務分掌・職務権限規程」に基づき業務執行を行っております。
- (2)取締役会は中期経営計画及び年度計画を策定いたします。また、定期的に各業務執行部門より年度計画に対する進捗状況及び以後の対応を報告させております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社における業務の適正を確保するため、当社が定めた「企業理念」「行動規範」を、子会社の取締役及び使用人に周知徹底を行っております。
- (2)「関係会社管理規程」を定め、子会社の取締役の職務の執行のうち重要な事項については当社が決裁を行い、職務の執行状況は定期的に当社へ報告させております。
- (3)当社の内部監査部門は、リスク管理を含めた子会社の内部監査を実施し、取締役会に監査結果を報告しております。
- (4)子会社においても「内部通報制度」を整備するとともに、コンプライアンスに関する重要な事態が発生した場合には、取締役がコンプライアンス担当役員を通じて取締役会、監査等委員(又は監査等委員会)に報告する体制を整備しております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項ならびに当該使用者の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会がその職務を補助すべき部署の設置を求めた場合は、監査等委員会事務局を設置し、使用人を配置いたします。
- (2)監査等委員会事務局の使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を必要とすることといたします。
- (3)監査等委員会事務局の使用人は、監査等委員(又は監査等委員会)の指揮命令下で職務を遂行することといたします。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員(又は監査等委員会)に報告するための体制

- (1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、以下に定める事項について、速やかに監査等委員(又は監査等委員会)に対し報告を行います。

- a当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- b取締役・使用人による不正行為又は法令・定款違反行為の事実
- c内部通報制度の通報の内容
- dその他監査等委員会で定めた事項

- (2)監査等委員は重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人

に報告を求めております。

8. 子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員(又は監査等委員会)に報告をするための体制
(1)子会社の取締役及び使用人は、監査等委員(又は監査等委員会)から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
(2)子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告し、報告を受けた子会社を管理する部門は直ちに監査等委員(又は監査等委員会)へ報告を行います。

9. 監査等委員(又は監査等委員会)へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
使用人が監査等委員(又は監査等委員会)への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを内部通報に関する規程に定めております。

10. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

11. その他監査等委員(又は監査等委員会)の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査等委員会の過半数は社外取締役とし、客観性の高い監査を実施する体制を整備します。
(2)監査等委員(又は監査等委員会)は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めます。
(3)監査等委員(又は監査等委員会)は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見、情報交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従った内部統制システムを構築しております。
(2)上記の内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っております。
(3)金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告書の適正な提出を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶します。また、同勢力対応部署を定め、同勢力との関係を遮断する体制を整備する事を基本方針としております。整備状況は、以下のとおりであります。

- (1)総務部担当役員を反社会的勢力対応責任者として任命し、反社会的勢力に対する対応の統括を行わせております。
(2)総務部を反社会的勢力に対する対応部署と定め、会社内において必要な情報の収集、管理を行うとともに、社員への啓蒙、指導を行っております。
(3)「行動規範」に「企業倫理の遵守」を規定するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力への対応のための項目を設け、社内への周知を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項は、ありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1.会社情報の適時開示の基本方針

当社は、「社会が真に必要としている企業情報を積極的かつ公正に開示し、経営の透明性を高める」ことを行動規範として定めております。この行動規範に基づき当社は、投資者への適時適切な会社情報を提供するために、東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」および関連法令を遵守し、会社情報の適時開示に努めます。

2.会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、情報取扱責任者および情報開示担当部門が社内の各業務執行部門との連携により、適切な情報の収集と分析を行い、適切な情報開示を行う体制と手続を明確にしています。

適時開示に係る開示手続の概要は、次のとおりです。

(1)決定事実に関する情報

重要な決定事実に関する事項の決定につきましては、取締役会が行います。重要事項を決定した場合は、取締役会の指示を受け、情報取扱責任者が速やかに情報開示を行います。

(2)発生事実に関する情報

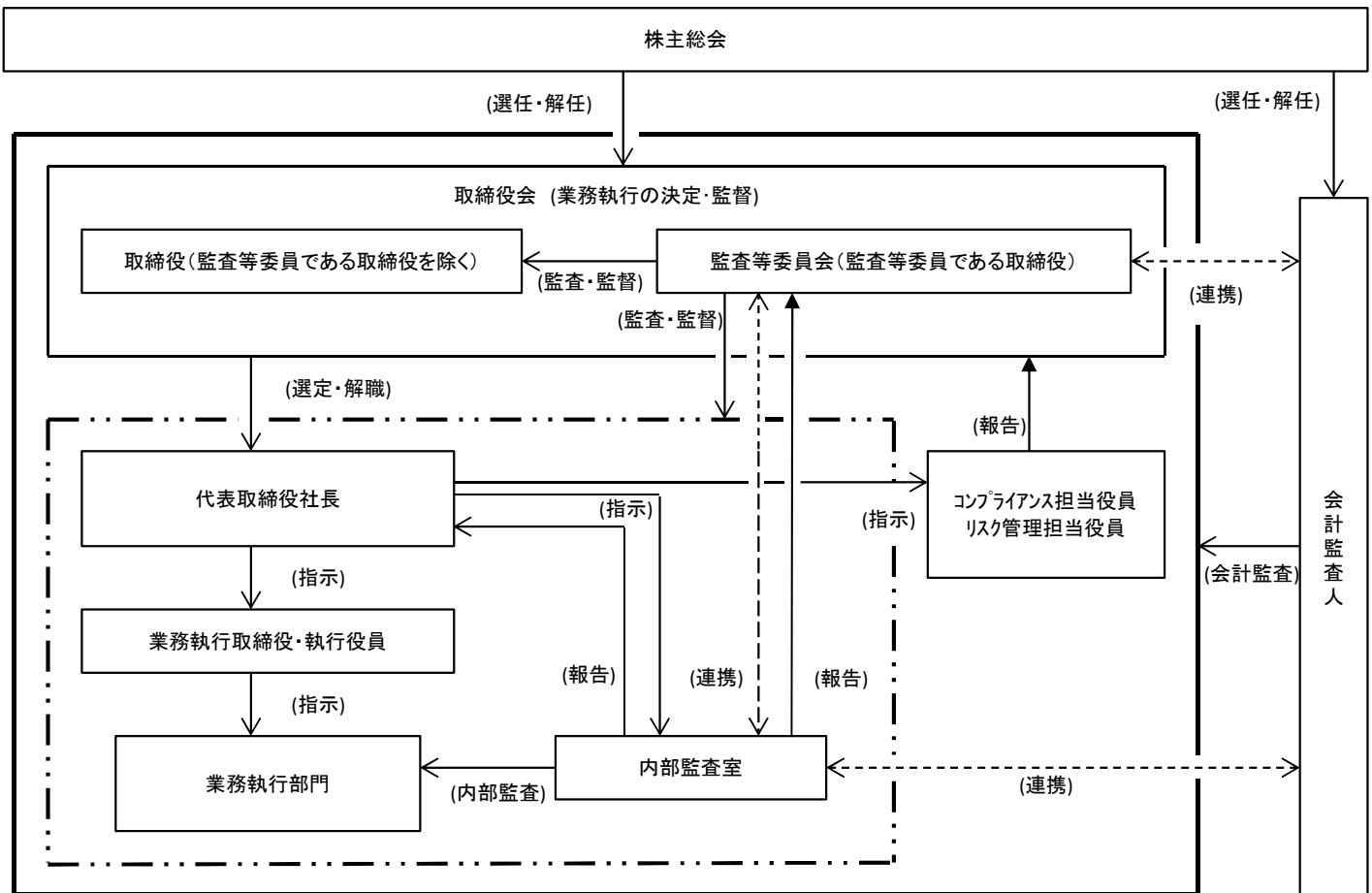
重要な発生事実に関する事項につきましては、該当事実が各業務執行部門から情報取扱責任者に報告されます。情報取扱責任者は、報告された事項につき必要な情報・資料の収集を行い、事実関係を把握したうえで関係部門と協議を行い、開示の要否の判断を行います。

情報取扱責任者は、代表取締役社長または役付役員に当該情報を報告し、承認を経て、速やかに情報開示を行います。

(3)決算に関する情報

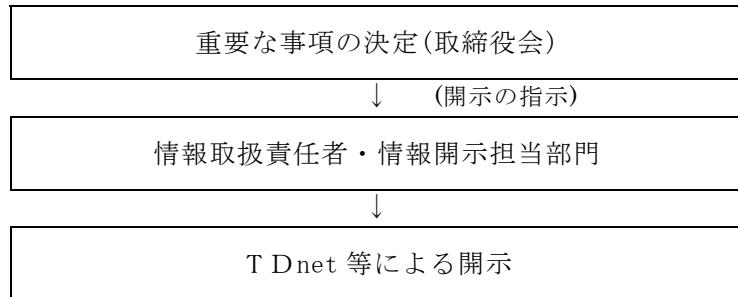
経営管理担当役員は、決算短信及び配当予想の修正について、当該資料を取締役会に提出します。取締役会において承認された決算短信及び配当予想の修正は、取締役会の指示を受け、情報取扱責任者が速やかに情報開示を行います。

また、経営管理担当役員は、業績予想の修正について、当該資料を代表取締役社長に報告し、承認を経て、情報取扱責任者が速やかに情報開示を行います。

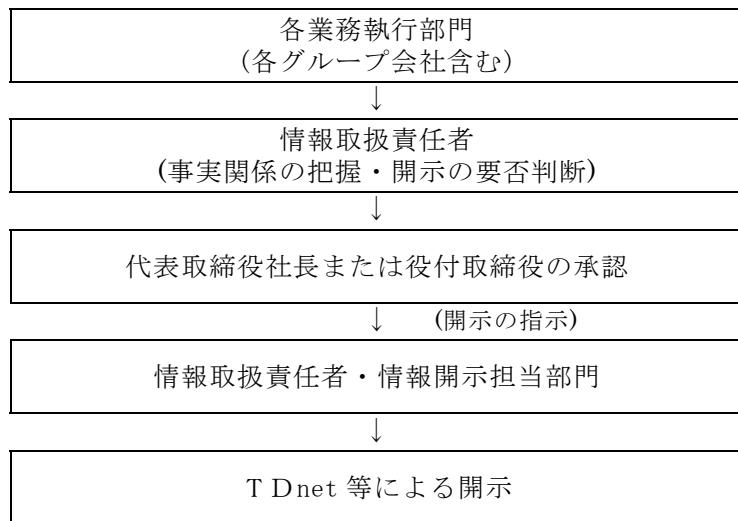


情報開示体制の概要

(1) 決定事実に関する情報



(2) 発生事実に関する情報



(3) 決算に関する情報

